

3 配慮を必要とする人々への消費者教育

(1) 障害のある人

ア ポイント

- ① 障害のある人やその家族等に対して、消費生活に関する情報提供や啓発を、障害の特性に配慮しながら行う必要があります。
- ② 障害のある人の消費者トラブル防止のためには、その障害の特性に応じてさまざまな配慮が必要です。例えば、
 - 視覚障害や聴覚障害のある人に対しては、点字や音声、手話、筆談など、情報提供するための配慮が必要になります。
 - 知的障害や精神障害のある人は、自分の意思が正確に伝えられないことがあるため、消費者トラブルに遭いやすく、その予防や救済に取り組むことが必要です。

1 取組方針

関係者とも連携して、障害の特性に配慮した情報提供や障害のある人の消費者トラブルの把握に努めるとともに、見守りを支援します。

ウ 取組例

○消費生活専門相談員による出前講座の実施

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

障害の特性にも留意しながら、「京（みやこ）・くらしのサポーター」による寸劇を取り入れるなど、分かりやすく興味を持てるよう工夫して実施していきます。

○ホームページ（京都市情報館）、市民しんぶんを利用した情報の提供

京都市情報館では、視力の低い人や目の疲れやすい人でも快適に閲覧できるよう、マウスポインタを合わせるだけで自動的に音声で読み上げたり、文字を拡大することなどができるホームページ閲覧支援サービスが利用できます。また、市民しんぶんについても、音声版・文字拡大版・点字版を発行しています。これらを利用して、視覚などに障害のある人も情報が得やすくなるよう配慮しています。

○ユニバーサルデザインに留意した印刷物の作成

印刷物を作成する際には、文字の大きさや字体、印刷物のデザインなど、見た目にも分かりやすく、見る人に負担をかけないための工夫をしています。また、色の見え方の多様性にも留意し、カラーユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成しています。

消費生活総合センターが作成した年長児向け大型絵本についても、カラーユニバーサルデザインに配慮して同じ色を繰り返し使用するなど、見る人に負担をかけないための工夫をしています。

今後も、ユニバーサルデザインに留意した、分かりやすく、見た目も美しい印刷物を作成していきます。

(2) 外国人

ア ポイント

- ① 京都市は我が国を代表する国際都市であり、また「大学のまち・学生のまち」でもある京都市には、大学や短期大学で学ぶ留学生を含む約4万人の外国籍の人が暮らしています。
- ② 京都市は、国際文化観光都市として、平成25年には年間113万人の外国人宿泊客を迎えています。
- ③ 安心・安全で豊かな消費生活を実現することは、くらしの満足感をもたらすだけでなく、留学生や外国人旅行者等へのおもてなしの心にもつながります。

イ 取組方針

関係者と連携し、

- ① 留学生や外国人旅行者等に、京都でのくらしや滞在に役立つ情報を提供するように努めます。
- ② 留学生等に、消費者トラブル防止のための情報を提供します。
- ③ 外国人旅行者等が京都での滞在を楽しみ、満足感をもって過ごせるよう、「おもてなしの心」につながる安心・安全な環境の整備に努めます。

ウ 取組例

○多言語による各種生活情報等の提供

本市では、ホームページや冊子などにより、京都でのくらしや滞在に役立つ各種の情報を多言語で提供しています。また、119番通報等における多言語通訳体制の整備や外国人観光旅行者等の宿泊施設向け24時間多言語コールセンターを設けるなど、緊急時のサポート体制の整備にも努めています。

○安心・安全の取組

安心・安全の取組を推進することは、市民のくらしを守るだけでなく、観光旅行者等が安心して訪れることのできるまちづくりにつながっていきます。

京都で安心して買物を楽しんでもらえるよう、消費生活の観点からも安心・安全の取組を進めていきます。

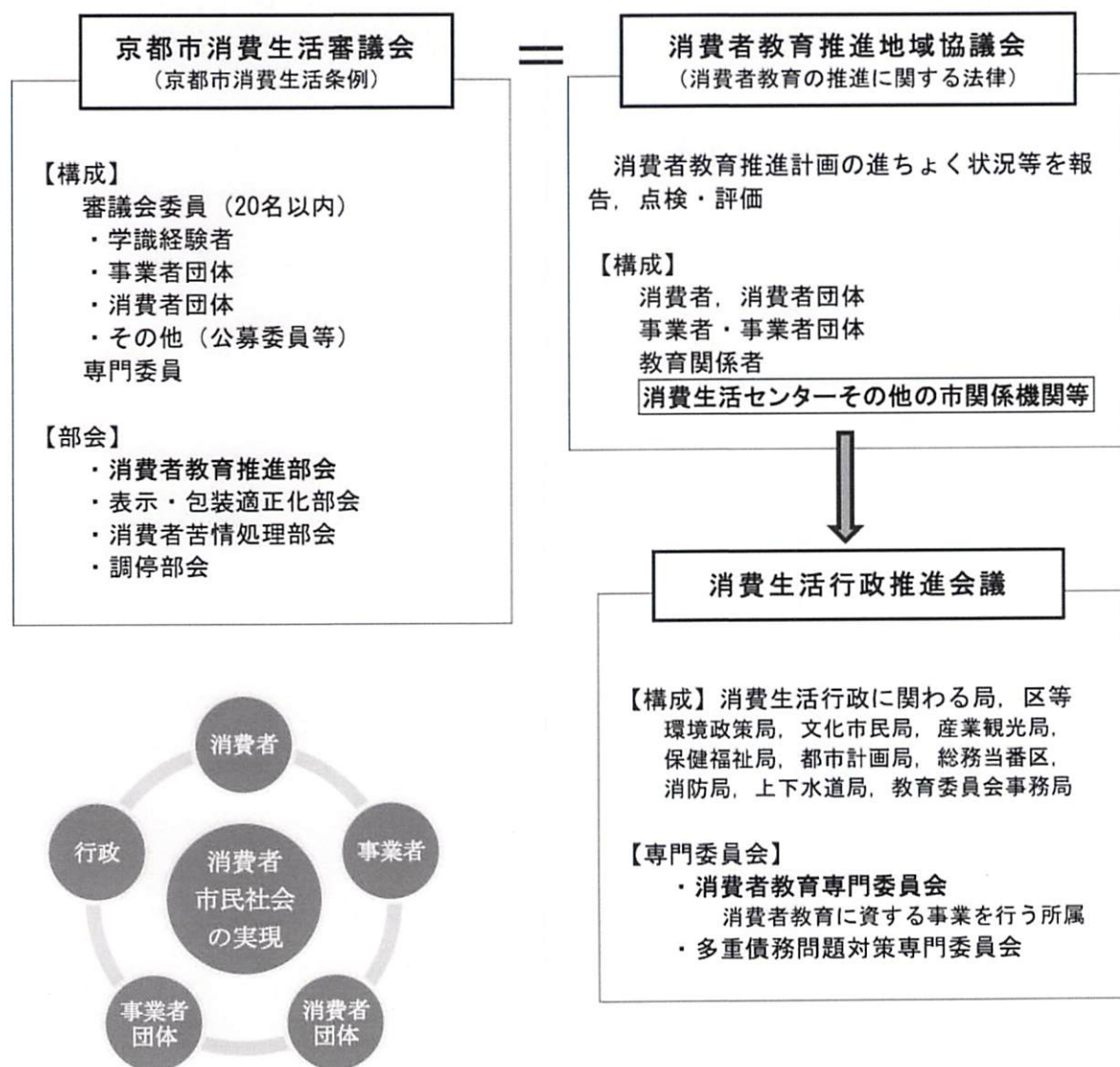
第5章 本市の推進体制等について

京都市消費生活審議会を消費者教育推進法で定める「消費者教育推進地域協議会」として位置付け、消費者教育推進計画の進ちよく状況等を報告し、点検・評価していきます。

また、京都らしさを十分にいかした消費者市民社会の実現に向けて、消費者、消費者団体、事業者・事業者団体などと連携していきます。

さらに、消費生活行政に関わる局、区等で構成する「消費生活行政推進会議」及びその下に設置した「消費者教育専門委員会」において連携体制を確保し、全庁を挙げて消費者教育を推進していきます。

【推進体制図】



参 考 資 料

- 1 消費者教育の推進に関する法律
- 2 「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン
(京都市消費者教育推進計画)」の概要

1 消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日)
(法律第六十一号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本方針等（第九条・第十条）
- 第三章 基本的施策（第十一条—第十八条）
- 第四章 消費者教育推進会議等（第十九条・第二十条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条第三項に規定

する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。)、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

第六条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第七条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方

針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

- 第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区

域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

第十三条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域におい

て高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

第十四条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業員に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

第十五条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

第十六条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第十一条に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な

取組を行うよう促すものとする。

(調査研究等)

第十七条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

第十八条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

第十九条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 基本方針に関し、第九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二四年政令第二九〇号で平成二四年一月一三日から施行）

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



正義の味方 クーリング・オフマン

●消費生活総合センターのキャラクターです。



ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン

(京都市消費者教育推進計画)

～未来へつなごう 自然と調和し ころろゆたかな京都の暮らし～

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：京都市文化市民局市民生活部 消費生活総合センター

住 所：京都市中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館 4 階

電 話：075-256-1110

ファックス：075-256-0801

京都市印刷物 第 263275 号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）の概要
～未来へつなごう 自然と調和し ころゆたかな京都の暮らし～

基本的な視点

期待する消費者像

- ① さまざまな機会・出会いを通して得た自らの体験をいかし、日常生活の中でたくましく生きる実践的な能力を育み、消費者力の向上を目指して行動する消費者
- ② 子どもや高齢者など見守りが必要な人に目を向け行動する消費者
- ③ 自分のことだけでなく周りの人々や次世代のこと、社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動する消費者

京都市が目指す消費者教育

- ① 市民が消費生活に関する知識や技能を身につけ、生活にいかすことで、安心・安全で豊かな消費生活を実現する。
- ② 消費者市民社会の実現を目指して、年齢階層や各々のライフスタイル（生活様式）・特性に応じた方法や場で、多様な担い手と連携し、京都らしさをいかした消費者教育を推進する。

計画のポイント

- ① 一生涯を通じて、身近な場で消費者教育を推進する。
- ② 消費者教育の担い手等と連携を回り、地域の実情に応じた取組を推進する。
- ③ 消費生活における問題点や課題を把握し、状況に応じて必要な取組を進める。
- ④ 既に行っている環境、安心・安全、食、すまい、歩くまち・京都、教育など、京都ならではの特色をいかしたさまざまな活動を消費者教育の視点でとらえ、体系化を進める。

京都市の特徴をいかした消費生活の取組

安心・安全

家庭や地域でのきずなやつながりをいかし、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」を目指しましょう。

環境

それぞれのライフスタイルに合わせて、できるだけ環境への負荷が少ない生活を心がけましょう。

すまい

すまいを通して自然との付き合い方を見つめ直し、環境にやさしい暮らしを実現しましょう。

食

「食」を通じた伝統的な食文化の継承、地元産品の振興や地産地消による環境負荷の軽減など、知識を増やして生活にいかすようにしましょう。

持続可能な未来につなぐより良い京都づくり

教育

生涯を通していろいろなことに興味を持ち、身につけた知識をいかして、より良い京都づくりに向け行動しましょう。

歩くまち・京都

健康で、人と環境にやさしく、まちの活力にもつながる、クルマに頼りすぎない歩くことを中心とした暮らしを大切にしましょう。

ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

年齢階層	取組方針
幼児期	○保護者と一緒に学ぶ取組の実施 ○「育てる側」に必要な情報の提供 ○不慮の事故防止のための迅速な注意喚起
小学生期	○学校での学びに役立つツールの作成 ○学校以外で保護者と一緒に学ぶ場の提供 ○保護者への消費生活情報の提供やトラブル防止の働きかけ
中学生期 高校生期	○学校における消費者教育の一層の充実 ○学校への積極的な情報提供 ○学校以外の場での学びの機会の提供 ○消費者トラブルの回避だけでなく加害者にならないための知識の提供 ○消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供
成人	大学生 専門学校生 ○契約者としての責任を自覚するための注意喚起 ○大学等を通じた積極的な情報提供 ○大学生向けの消費者講座の内容の充実 ○情報発信の手段の工夫
	一般 ○本人だけでなく、保護者、見守りの担い手として必要な情報の提供 ○消費生活に関する幅広い知識の提供 ○ライフスタイル（生活様式）に配慮したさまざまな手段による情報提供
	高齢者 ○高齢者自身も担い手となる地域での見守り活動の支援 ○関係者と連携した消費生活情報の効果的な方法による提供 ○高齢者が関心を持ち、見守りを行う人が伝えやすいかたちでの消費生活情報の提供 ○消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供



担い手と連携して行う実践的な消費者教育

保護者には・・・

- お金の管理・環境・食などに関する子どもの教育に必要な支援の実施
- 子どもを不慮の事故から守るための製品等の安全に関する最新情報の発信
- 消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供
- PTA活動等においても学習機会を提供するための働きかけ

教職員には・・・

- 学習指導要領で実施する体系的な消費者教育の授業に役立つ情報の提供、視聴覚教材の紹介・利用促進及び研修の充実
- 大学の教職員に対する消費者トラブル防止のための情報提供や講座実施の働きかけ

高齢者・幼い子ども・障害のある人等の見守りを行う人々には・・・

- 消費生活総合センターの消費生活に関する学びの拠点としての積極的な周知
- 他の担い手と連携した消費生活講座の実施による必要な知識の積極的な提供
- 学習機会提供のための出前講座の積極的な実施

消費者団体には・・・

- 消費生活講座の共催などの活動の支援
- 活動の場の提供
- 定期的な情報交換の実施

事業者・事業者団体には・・・

- 定期的な情報交換の実施
- 各種イベント・講座等での積極的な連携
- 事業に伴う社会的責任に関する啓発講座の実施

行政は・・・

- 消費生活総合センターがコーディネーターとなつての関係者間での連携・協働による取組の推進
- 消費生活総合センターが消費者教育の活動拠点としての消費者教育推進の中核的な役割の遂行

配慮を必要とする人々への消費者教育

障害のある人

- 障害のある人やその家族等に対する障害の特性に配慮した消費生活に関する情報提供・啓発
- 障害のある人の消費者トラブルの把握
- 見守りの支援

外国人

- 「大学のまち・学生のまち」京都で学ぶ留学生や外国人旅行者等への京都での暮らしや滞在に役立つ情報の提供
- 留学生等への消費者トラブル防止のための情報の提供
- おもてなしの心につながる安心・安全な環境の整備

○計画の位置付け

- 「京都市消費生活基本計画（第2次計画）」の基本方針3「消費者の自立支援」及び基本方針4「京都から始める未来へつなぐ消費生活」の取組をより具体的に推進するための行動計画（下位計画）
- 消費者教育を実践的に進める軸となる計画

○計画期間

平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間

